公職選挙法の改正による選挙運動用ポスター の適正化を求める意見書(案)

年 月 日

衆 議 院 議 長 参 議 院 議 長 あて 内閣総理大臣 総 務 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

本年7月に執行された東京都知事選挙では、一部で公序良俗に反するとの指摘がある選挙運動用ポスターの掲示があったほか、ポスターの掲示枠が事実上販売され、候補者とは関係しない営利目的のポスターが掲示される事態も発生し、有権者の混乱を招いたことから、今後の国政及び地方選挙に向けて、選挙運動用ポスターの適正化が課題となっている。

現行の公職選挙法には、選挙運動用ポスターの記載内容を直接制限する規定はなく、また、選挙運動用ポスターを掲示する権利の売買は、現行法上、想定されていない行為であることから、国では、公職選挙法の改正も視野に、選挙運動用ポスターの在り方について与野党協議が進められている。

こうした中、一部自治体では、公職選挙法の規定に基づく公営ポスター掲示場への選挙目的以外のポスター掲示を禁止する独自の条例を制定する動きもあるが、国民の政治及び選挙に対する信頼を確保するためにも、選挙運動用ポスターの品位を保持し、営利目的での掲示を防ぐ統一的な仕組みづくりは急務であり、法改正に向けた議論の加速化が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国民の信頼の下、民主主義の根幹をなす選挙制度を安定的に運用していくため、公職選挙法の改正による選挙運動用ポスターの適正化を図るよう強く要請する。